

平成29年 第6回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 26

会議日程・付議事件

会議日時 平成29年3月23日(木) 午後2時

場 所 川西市教育相談センター 研修室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第10号	川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
5	議案第11号	川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案第12号	川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第13号	川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
8		諸報告	

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長	中西哲
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長兼教育相談センター所長	岸敬三
教育推進部参事兼学務課長	尾辻美樹
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枅川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	中西成明
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	瀧花保
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	池下靖彦

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 10	川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	29.3.23	29.3.23	可 決
議案 11	川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について	29.3.23	29.3.23	可 決
議案 12	川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について	29.3.23	29.3.23	可 決
議案 13	川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	29.3.23	29.3.23	可 決

[開会 午後2時]

- 牛尾教育長 それでは、只今より、平成29年第6回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。
- 牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長
(藪内) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
 本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、加藤委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 牛尾教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第4回定例会及び第5回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長
(藪内) それではまず、第4回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第5回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただいております。
- 最後に署名委員の署名ということで、第4回定例会については磯部委員、服部委員に、第5回臨時会については服部委員、鈴木委員にご署名を頂戴しております。
- 以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第4回定例会及び第5回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長 (中塚) それでは、こども未来部から2点報告させていただきます。
1点目が市議会総括質問・一般質問についてでございます。
市議会の各会派を代表する議員が市長の施政方針や予算編成方針に対して行います総括質問は、2月24日と27日の2日間、7会派すべてからこども未来部と教育推進部、それぞれが所管する事業に関するご質問がありました。
こども未来部関連では、「保育所の待機児童の現状と解消に向けての取り組み」「保育所の充実と認定こども園の推進」「教育・子育て環境の地域間格差」「小中学校における校庭の改良工事」などについてご質問いただきました。
教育推進部関連では、「スクールソーシャルワーカーの拡充」「赤ちゃん先生プロジェクトの進め方」「中学校給食の早期実現に向けた検討」「学校配置の適正化に関する手順の位置付け」「留守家庭児童育成クラブの拡充」「郷土館の活用及び旧平賀邸の修繕」「緑台公民館の老朽化対策」などについてご質問いただきました。
また、引き続き、2月28日と3月1日に開かれました一般質問におきましては、11人の議員がご質問に立たれ、うち2人の議員からこども未来部所管事業について、5人の議員から教育推進部所管事業に関するご質問がありました。
こども未来部関連では、「ひとり親家庭に対する支援について」「乳児家庭訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施状況について」、ご質問をいただきました。

教育推進部関連では、「家庭教育に対する支援について」「奨学金制度について」「学校配置の適正化に関する手順について」「学力向上への更なる取り組みについて」「小学校における“命を大切に”教育実践について」「川西市の歴史的文献等の保存・活用などについて」、ご質問をいただきました。

次に、一般会計予算審査特別委員会についてでございます。

3月7日から9日まで3日間、市議会一般会計予算審査特別委員会において、平成29年度予算の審査が行われました。

こども未来部と教育推進部の所管事業に係る主な内容でございますが、民生費の児童福祉費では、「保育所の待機児童解消に向けた取り組みについて」「認定こども園の整備状況について」「きんたくんネットの運用について」「成人式のあり方について」、

教育費では、「教職員のメンタルヘルス対策について」「各学校における保護者負担金の状況について」「奨学金制度の運用状況、給付型の検討について」「赤ちゃん先生プロジェクトについて」「留守家庭児童育成クラブにおける待機児童対策、職員の処遇改善について」「スクールソーシャルワーカーの拡充について」「川西養護学校の医療ケア対象者と看護師の体制について」「加茂遺跡の保存と活用について」「図書館協議会の活動について」となっております。

私からの報告は以上でございます。

教育推進部長
(木下)

続きまして、私の方から、平成28年度川西市立学校・幼稚園・保育所の卒業式・卒園式・修了式につきまして、ご報告いたします。

卒業式として、小学校16校が3月17日(金)、中学校7校が3月10日(金)、川西養護学校高等部が15日(水)、同小中学部が22日(水)に、また、卒園式として、幼稚園9園が16日(木)に、修了式として、保育所8所については15日(水)・16日(木)・18日(土)・22日(水)・本日23日(木)のいずれかで実施され、いずれの学校園所においても、この佳き日に向け準備、予定していたとおり、子どもたちの新たな門出に向け、送り出すことができました。

来賓として、当日、式にご参加いただきました教育委員の方々におかれましては、ご多忙の中、子どもたちの晴れの姿を共に見守りいただき、ありがとうございました。

最後に、文化財審議委員会の諮問案件についてでございます。

現在、文化財審議委員会を年2回開催しています。近年は、天然記念物として黒川字奥山ブナ群落や国崎字知明・卯ノ戸エドヒガン群落、史跡と

して多田銀銅山国崎字知明・卯ノ戸坑道群などの指定の答申をいただき、教育委員会として指定文化財の指定を行ってきております。

平成28年8月26日には、黒川字奥瀧谷台場クヌギ个体群の指定について、文化財審議委員会に諮問を行いました。そのなかで、委員から、所有者に対して今後とも継続して保全活動を行う意向確認や、指定種別、申請地横の炭窯の活用状況、台場クヌギの実態や歴史的背景などに関して質問が出されております。

このほど、それらの質問に対する回答の準備が整いまして、来る3月28日(火)午後2時から文化財資料館で28年度2回目の文化財審議委員会を開催いたします。

審議において、各委員から了承が得られますと、新たな指定文化財が生まれることとなります。

また、今回の審議会におきまして、先の教育委員会で議決をいただきました「天然記念物指定にかかる川西市教育委員会の方針について」ご報告させていただく予定にしております。

報告は以上です。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員

3番目の卒業式・卒園式・修了式の件です。

まず1点目、例年と違っていたのは、調査の用紙なり祝辞の例という資料が届いたのがその週になってきていました。今年は出さないのかなと思って待っていたら、火曜日だったかな、その週の金曜日にあるのに、その段階で届いたのは僕初めてなんで、今年はもう調査しないのかなと思いました。別に前の日でもいいんですが、ただ、卒業式や入学式というのは、何にも勝る行事だと思うわけです。学校の管理者にとってみたら。だから、みんなモーニングでしょう。忘れていたとしたらあまりにもね、ガバナンスがないといえばそれまでですけども、もう少し注意して気を引き締めてやらないと。委員の中のどなたかから連絡があったのかなというふうに僕は推測していますけど。僕は全然連絡していません。そこのところもう少し気をつけてやってもらわないと、入学式の間際になって出されると、メールを見ない場合もあるわけであって、そこのところを気をつけてやってほしいと思います。

それと、あと、国旗・国歌調査の票についてなんですけど、これ、国旗の取り扱いが、正面貼付か、三脚か。プログラムの中で、国歌斉唱であるとか、国歌君が代、国歌、君が代と書いてありますが、どれにしても、一番

左側が一番正当だというふうに、いつもこれ見て判断をするんですが、例えば、国旗が正面貼付だとか、国歌斉唱にしなさいとかというような通達あるいは法令の根拠ってあるんでしょうか。それをお聞きしたいです。

教育推進部参事
兼学校指導課長
(伊豆) 法令につきましては、学習指導要領で決められたとおりきちっと指導したうえで、卒業式や入学式のような式において適切に執行するということが表記されてあります。

加藤委員 課長、今の、書いている文言どおりですね。いや、適切にと書いてあるだけですか。例えば、正面に貼りなさいと書いてあったり、プログラムの中には国歌斉唱って書いてありますかっていうことが聞きたいんです。

教育推進部参事
兼学校指導課長
(伊豆) 詳しく、正面に飾りなさいとか、斉唱しなさいとか、そこまで詳しいようなことというのは表記されていないと認識しておりますが、適切に執行するようにということで認識しております。

加藤委員 それでは、その適切にやりなさいという判断は誰が判断するんですか。学校長でしょうか、それとも教育委員会でしょうか。あるいは僕は、県教委が何かからでも、適切という意味はこういう意味であるという指導・伝達があったのかなというふうに想像はしておりましたけども。その辺のところは、教育委員会の認識としては、学校長が適切と判断した方向でやってくれば、それはどうあってもいいということですか。

教育推進部参事
兼学校指導課長
(伊豆) 国旗については、式場内できちっと掲示するというのと、それから、国歌君が代について、斉唱もしくはメロディという形で必ず式場内で行うということで指導はしております。

加藤委員 はっきりしないのもう一回聞きますけども、例えばプログラムの国歌斉唱掲載状況において、これは国歌斉唱が僕は正しいと思っているし、みんな大抵そうなんですけど、これ、一番右端の君が代だけでも全然問題はないわけですね。今後気をつけてくださいということは学校サイドに向かって言わないし、メロディのみの場合でも、それでもオーケーなわけですね。その法的根拠とか、あるいは通達とかがあるんじゃないかなと思って聞いているんですが、もしないとしたら、どれやってもいいということになりますね、ここに書いてあるものであれば。とりあえず国旗飾って、君が代を歌ったらいいという、歌うんじゃない、メロディでもいいって、今、課

長は言ったけども、そういうふうな判断でよろしいんですか。

教育推進部参事 兼学校指導課長 (伊豆) 法的におきましては、学習指導要領において、音楽の時間とか、国旗については社会の時間とか、そういうところできちっと指導するということで明記をされているわけございまして、そういうような式におきましては、国旗の掲揚をするか、国歌君が代をきちっと歌う、もしくはそういうメロディを流せという形での対応ということになっています。

加藤委員 ということは、この調査において、今まで過去の例からいくと、例えば国旗の取り扱いがもうひとつといったときには、ちゃんと指導すべきであるというようなことを、委員長、僕ときは松榮さんでしたけど、松榮委員長の時代には、学校サイドに言うべきであるということを我々は言ってきたわけですけども、それに関しては言い過ぎだったということですか。現状に即してないというふうに判断してよろしいですか。

これ、そういう指針というのは、うちの教育委員会、伊丹は持っているかもしれないけど、宝塚は持っているかもしれないけど、うちは指針を持っていないというふうに判断していいんですね。

教育推進部参事 兼学校指導課長 (伊豆) 詳しい指針につきましては、きちっとお調べしたうえで、またお伝えしたいと思います。

加藤委員 それから、もしそれで何か指針があったときには、その指針の分が一番正しいわけであって、この票のつくり方の問題ですけど、10年間の間に20回あったのに初めて言いますけども、指針のつくり方の問題ですけど、もし正面貼付っていう、正面に貼りつけるっていうのをうちが指導していたとしたら、教育委員会が指導していたとしたら、そこだけが正しくて、あとはその他なんです。そうしたら、三脚であるか、地べたには置かないと思うけども、正面じゃなく横に貼っているかとか、そういうことっていうのは全部三角あるいはバツの状況になるわけでしょう。そしたら、一番正しいところ以外のところっていうのは、書き方として、例えば今回はなぜそう思ったかという、国歌斉唱という場合と、国歌君が代だけじゃないんですね、国歌君が代斉唱っていう場合もあるわけ、それで、国歌斉唱君が代というかもしれない、そういうときに丸つけなんかないでしょう、丸つけなんか必要ないです、本当はね。正しいのが国歌斉唱であれば、国歌斉唱しましたと、国歌斉唱していなかった、そのほかに何しましたかっ

という備考欄があるだけ、そういう作りにしないと、何が正しいかというカウントもしづらと思います。

そうしようと思うと、まずさっきから言っていますように、指導なり通達なりがあったか、それを例えば、もっといえば、このローカルルールとして校長会議で言ったかどうか、そういうことまである程度調べといて論拠をもっていかないと、そんなことが決められているんですかと、それあっては、職員から反発があったときには、どのように対応しますかという管理者からの答えには答えられないと思いますけど。

その辺のどこ、また調査の方、よろしく願いいたします。

牛尾教育長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

服部委員

天然記念物指定に関して今ご説明いただいたんですけれども、前回の教育委員会で、川西市として天然記念物の指定をこういう予定でやっていきますというようなことをこの前認めていただきました。市も県も含めて、そういうような計画的に天然記念物を指定していこうという方向を出したのは、川西市が初めてだと思います。そういう意味で、非常に川西市は天然記念物指定について前向きに積極的に動いているところなんですけれども、今度28日ですか、文化財審議会があります、その審議会の中でのやりとりといたしますか、まあ、インターネットで公開していますので中身を見ることができるんですが、それを見ると、委員の先生からいろんな質問が出ているのに対して、専門外の立場からの質問というのは結構あって、それに対してあまり適切に答えてないような感じもしています。ですから、台場クヌギなりのその実態みたいなものをきちんと押さえていただいて、それで適切な説明ですね、植物の関係の専門家も1人入っていますけれども、川西市の教育委員会としての方向みたいなのは事務局が言わなければ伝わらないと思いますので、その辺きちっとお願いしたいと思います。

特に、今回、能勢電鉄の台場クヌギというのを指定で出しているんですが、僕は、今、能勢電鉄の顧問をしていますので、その能勢電鉄絡みで天然記念物指定というのが何か強く出ているのではないかという気が強くて、疑問を持たれているような感じがしないでもないんです。ところが、実態は逆で、台場クヌギ自体は川西市に点々とあるんですが、その天然記念物指定というのは、所有者の同意が認められないと進まないということで、あちこち声をかけてみたんです。全然それが動かなくて、能勢電鉄に無理にお願いしたと。天然記念物指定したからといってお客さんが100万人

も200万人も増えるわけでもないし、そういうメリットはない。逆にいうと、それを、天然記念物指定を受けるかわりにそれを守っていかなければならない義務のようなものが出てきて非常に大変なところを、能勢電鉄が受けていただいたということです。だから、能勢電鉄のためにそういうことをしたというのではなく、逆に能勢電鉄が犠牲になっているように僕は思います。だから、そういうことの実態も含めて、審議会の委員の先生方にきちんと説明していただきたいと思います。

それと、天然記念物、たまたま僕の専門が、台場クヌギですとか、エドヒガンですとか、ブナ林だとか、そういうようなものですが、そのようなものについての情報については僕が一番よく知っています。自分で言うのもおかしいんですが、川西のここに関してはやっぱり僕の情報が一番多い。だけど、今まで天然記念物指定に関して僕に相談されたことは一回もありません。ですから、いろんな資料を集める前に、別に僕は敵でもなければ鬼でもないの、何かそういうような資料のことについてまず僕の方に相談していただいたら、もう少し情報もお伝えすることができたのではないかなと思います。

天然記念物指定は今後もずっと続きますので、これからもよろしく願いいたします。

以上です。

牛尾教育長 委員、これご意見等ということによろしいでしょうか。

服部委員 はい。

牛尾教育長 ありがとうございます。
ほかにございませんか。

加藤委員 今の服部先生の天然記念物の件について僕から質問です。

先生が最初におっしゃられたように、この辺ではないことだと思うんですね、天然記念物指定の議案を通すなんていうことは、それに関して、広報活動とまで言わないまでも、ただ議案が通りましたといって議事録に残るだけではない、ほかの方法ってないんですか。それをプレスに持ち込むっていうことは、我々のやることかどうか僕はよくわかりませんが、何かしらの手段で、この議案の重みということ、これから先、ふるさと川西のためにもなることですから、そういう手法があれば、例えば広報誌に載せてもらうようにプッシュするとか、そういうやり方があってしかる

べきだと思いますが、教育長、いかにお考えですか。教育長ご自身のお考え。

牛尾教育長

確かに本当に教育委員会としてこの方針が出たということでもありますから、それを受けて、教育の現場においても、それから一般の市民の方においても広報していくということはとても大事なことだと思います。ですから、今回、来年度から市の広報の方にも年4回そういうコーナーを設けていくことになりましたから、そういったところにも含めて、こういったことは大いに、啓発も含めて、進めていけたらなというふうに思っております。

普段から体験活動等でも進めておりますので、そういった場で子どもたちにも紹介をしていく、それから社会科とか理科、それから生活科、そういった授業等におきましても、やっぱり実際に教材とつなぎながら、こういった取り組みをしているということと内容についても、授業を含めて取り組みを進めていけたらなと考えております。

またよろしく願いいたします。

服部委員

今、先生言われたのは、個々の案件を指定したということの説明ということではなくて、川西の教育委員会としては、文化財指定というものを系統的に、体系的に順次行っていく、それで、それはふるさと川西につながるし、そういうようなものを初めて、僕、多分これは日本で初めてだと思うんですけど、初めてそういうことをやったというような広報的なことができなにかという、そういうことなんです。

まなび支援室長
(枅川)

先ほどから加藤委員と服部委員のご意見なんですけども、一つは、プレスという形では、今までからも指定させていただいた段階で、各6紙ですが、NHK含めて、ニュースの方を出させていただいております。その中で取り上げていただけるというのはわずかな部分しかないんですけども、そういう形で一つはプレスをさせていただいております。

また、これから今回の天然記念物指定との関連につきましても、ちょうどタイミング的には、今度、指定をしましたというところと、市としての方針という形でこういう形でやっていくという形で、あわせて提供していけるかなというふうには思っております。

以上です。

加藤委員

さっき服部先生が言われたように、課長、必要なことっていうのは、ど

れを指定したかということを押すことではなくて、指定するのは今までだってやってきたわけですから、そうではなくて、その姿勢の問題なんです。改めて教育委員会でそういうことを議決しといて、そういうふうな方針で、これまでと同様に文化財保護を進めていくけども、それに関して、もう一步踏み込んだ形で、体系的にやっていきますよという議案が通りましたということです。全体の流れとしてその流れの方に向かいましたということを広報してほしいというのが服部先生と僕の意見だと思っています。

よろしいですね、先生。

服部委員 はい、そうです。

まなび支援室長 今おっしゃっていただいたように、教育委員会としての方針という形で
(柘川) まずは提供させていただくということと、今後の分にあわせて、また提供させていただきたいというふうに思います。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

磯部委員 3番について、意見でございます。
改めて小学校の管理職、校長先生、教頭先生の方に確認をしておいていただきたいと思います。今年も幼稚園と小学校と中学校と養護学校の卒業式に参りましたが、幼稚園や中学校では本当に大きな声で国歌斉唱をしている子どもたちの様子を拝見いたしました。小学校では、知らなくて歌えないのか、知っていて歌っていないのか、そのあたりまでは分からないのですが、歌っている児童の数も少ないですし、声も小さいというのが少し気になりました。学習指導要領では、年間計画の中で、音楽の授業であったり、行事ごとで、学ぶ機会というのを設けていると思いますので、そのあたりできっちりと児童が学ぶ状況になっているのかも含めて、確認をお願いいたします。

以上です。

学校教育室長兼 本当に、加藤委員、それから、また磯部委員の方からご指摘いただきま
教育相談センタ した国旗・国歌の件につきまして、この指導につきましては、指導要領に
ー所長(岸) おいて、伝統・文化を尊重して、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心の育成、こういったことがうたわれていますので、そういった意味で、我が国の国旗とか国歌の意義、こういったことをしっかりと理解させて尊

重する態度を育てる、こういったことについては本当にこれまでも校長会等で指導させていただいております。その具体的な指導については、各学校の教育課程の中でしっかりと位置づけて指導するよというこことで、毎年、教育課程のその年間指導計画についてはこちらの方に提出させて、しっかりと指導計画の中に位置づけているかどうかは確認させていただいております。ただ、適切でないというところの部分でのお声等もう一回こちらの方で踏まえながら、しっかりと指導させていただきたいと思ひます。以上です。

磯部委員 よろしくお願ひいたします。

牛尾教育長 ほかにござひませんか。

加藤委員 再び3番です。

今回、小学校の卒業式に行ったときに、袴、振袖の女の子がいますね。1校しか行っていませんが、清和台南小に行ったときに、袴4の振袖2だったかな、80何人中。それ自体は見ていて、ああ、そんな時代なんだなと思ひて、大学の卒業式や成人式も行ってもそういう袴なんか多いんですけども。それに関する教育委員会としての見解をそろそろ出すべきときに来ているんじゃないかと。

中学校は制服ですし、幼稚園も制服ですが、華美になる傾向が明らかに見られますね。それで、場合によっては、当然、袴で着付けしてもらってきていますからお化粧もしている姿、状況を見ていて、この方向が正しいのかどうかということ、一回、教育長、話し合ってみる必要があるのと、同時に、事務局の方にお願ひしたいのは、どのような状況であったかということ、当然、入学式もそうですが、一回、学校の管理者に聞いてみる必要があるのではないかなと。あまり華美になってきていて、どんどんいくと、やはりそれ自体が問題になってきますから。小学校は特にそうですね。よくあるように、あの子も着ているからとか、もうとにかく着飾らなくてはいけなくなるようでは、それはもう義務教育の範疇を超えます。

その辺のとも、またよろしくお願ひいたします。我々同士のやっぱり話し合う内容だと思ひております。

牛尾教育長 ありがとうございます。

ほかにござひませんか。

加藤委員 いつも配っていただいている校園所長会議の議事の内容のことについては、ここで質問してよろしいですか。

牛尾教育長 はい。

加藤委員 内容のことというよりも、2月にご提示していただいた中で統合問題が出ているんですが、その中で、石田校長と泉校長の方から、「学校配置の適正化について」について質問が都合13問ほど出ておりますけども、そのときの木下推進部長のお答えが、2月10日に議員協議会が実施されるので、3月の校園所長会議において、今回受けた質問内容を含めお知らせするという回答になっていますね。それで、今回いただいた3月度の定例の校園所長会議の中には、それについては一言も入っていないように思いますが、これはどのような処理されましたか。

教育推進部長
(木下) 3月度の校園所長会の際に、当初、いわゆる手順についての説明を再度させていただくということでお答えさせていただきました。ただ、その時点では、議員協議会の中で案が通って行って、それを説明させていただくということ考えていましたけれども、ただ、多くの質問等が出ました関係で、前もって校長会の方には、そういうことで少し報告の方は遅れますということをご連絡させていただいたうえで、特に該当する4校の学校長については個別に回って説明をいま現在させてもらったという、そういう状況でございます。したがって、次回校長会の方では全体の方に再度説明するというような形で考えております。

加藤委員 ということは、2月の段階で説明するといったけど、3月にはやらなくて、4月にやるということですね。

教育推進部長
(木下) 全体の方には4月ということになりますけれども、既に4校についてはご説明を終えているという状況でございます。

加藤委員 13と言いましたけど、若生校長もあったので15かな、この項目についてはどのように説明するのか、僕も非常に興味あるところなので、項目に対してどのように答えたか、委員会の方にも報告していただきたいと思っております。

教育推進部長 その点につきましては、あと改めてすべてまとめた状況で説明させてい

(木下) ただきたいと思っております。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

鈴木委員 卒業式等出席させていただいた感想を一言述べたいと思います。
それぞれの成長段階、発達段階の子どもたちの育ちだけを見たときに、大変どの学校、幼稚園、保育所も子どもたちが十分に育っていて、これまでの手厚い現場の先生方のご指導がしっかりと見てとれたという印象でございました。先生方に感謝したいなと思って帰ってきた次第です。
以上です。

牛尾教育長 ありがとうございます。
ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、日程第4、議案第10号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 (籾内) それでは、議案第10号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。
本件は、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。
提案理由は、教育委員会事務局の分掌事務を変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。
規則案の内容につきましては2ページでございますが、新旧対照表でご説明いたします。3ページをご覧ください。
主な改正内容は、教育総務課及び地域こども支援課の分掌事務の変更でございます。
教育総務課についてでございます。教育広報紙の発行を本年度で終了することに伴い、分掌事務から「教育広報紙の発行及び編集に関すること。」を削除し、以下の号を繰り上げています。
続きまして、地域こども支援課についてでございます。民間事業者によ

る留守家庭児童育成クラブの実施に伴い、分掌事務を「留守家庭児童育成クラブに関すること。」を「放課後児童健全育成事業に関すること。」に改正します。「留守家庭児童育成クラブ」は、放課後児童健全育成事業であるいわゆる学童保育の本市における名称であることから、民間事業者での実施にあわせて、より一般的である国の事業名称である「放課後児童健全育成事業」に改めようとするものです。

なお、この規則は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、議案第11号「川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 (籾内) それでは、議案第11号「川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本件は、川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、先ほどの議案第10号と同じく、教育委員会事務局の分掌事務を変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

規則案の内容につきましては5ページからでございますが、新旧対照表でご説明いたします。7ページをご覧ください。

主な改正内容は、教育長の決裁を要する事項及び教育総務課、地域こども支援課の事務処理に関する事項の変更でございます。

まず、教育総務課についてでございます。教育広報紙の発行を本年度で終了することから、「教育広報紙を発行すること。」の項目を削除し、以下を繰り上げています。

続きまして、地域こども支援課についてでございます。民間事業者が放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、児童福祉法の規定により市に届出が必要となります。また、市は事業者に対して、事業の基準を維持するために必要な報告や質問、検査を行うなどの監督や児童福祉法等に違反した場合は事業の制限や停止を行うことができます。これらの事項を4番と5番に規定し、その専決区分を定めています。

最後に、教育長の決裁を要する事項についてでございます。第10条の2に第12号として「前各号に定めるもののほか、前条に規定する事項以外の重要な事項」を加えます。これは、先ほどの地域こども支援課の5番に規定した部分で、部長の専決区分を「比較的重要な事項」としておりますが、重要な事項については教育長が決裁することとなります。

また、これらの専決区分につきましては、市の事務処理規則と比較検討し、市の規定にあわせたものとしています。

なお、この規則は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

7ページの「改正後(案)」の表の9の表の中のことについてお尋ねします。放課後児童健全育成事業のことではなくて、6番の「PTAに関する事務を処理すること。」のところの決裁の区分のところですか。何も書かれていませんが、これは6ページと比較したときに、PTAに関する事務を処理することに関しては、重要なものが室長で、軽易なものは引き続き課長ということで、よろしいでしょうか。

教育総務課長
(藪内)

そうです。現行の方と改正案との比較になっておりますので、そのPTAに関する事務を処理することというのは、4が6に繰り下がっていくということの表示でございまして、委員おっしゃっていますように、専決区分の方ですけれども、室長が重要なもの、課長が軽易なものということで、その点については現行のものと変わりはありません。

磯部委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第 1 1 号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第 6、議案第 1 2 号「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教職員課長
(武富) それでは、議案第 1 2 号「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の 8 ページをご覧ください。

本件は、「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則」を制定するに際し、川西市教育委員会事務処理規則第 1 0 条第 1 号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、川西市教育委員会において新たな職名を規定する必要があるため本案を提出するものです。議案書の 9 ページをご覧ください。

「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則」を記しております。改正箇所は、「川西市教育委員会職名規則」の別表技術職員の項中「技術員」の次に「管理栄養士」を加えるもので、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。議案書 1 0 ページに新旧対照表を載せておりますので、ご確認ください。

今回の改正は、現在、栄養士法において「栄養士」と「管理栄養士」は明確に分けて規定されており、その資格要件も異なっている現状があります。

「栄養士」は、栄養士法によると都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者と規定されており、給食管理が主な仕事内容となっています。一方「管理栄養士」は、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のための栄養指導、個人の身体の状況、栄養状況等に応じた健康の保持推

進のための栄養の指導を行うことを業とする者と規定されており、給食管理に加えて栄養管理が主な仕事内容となっています。

現状、本市において勤務している栄養士は「管理栄養士」の資格を保有して勤務しているにもかかわらず、規則上の職名としては、「栄養士」としてしか規定されていないことから、管理栄養士の必置施設でもある病院職場等で誤解を招く恐れもあり、このたび市長事務部局の「川西市職員職名規則」において新たに職名としての「管理栄養士」を設けることとなったものです。

そこで、市長事務部局の職名規則改正に併せて教育委員会職名規則もこれに対応して改正しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はありませんか。
よろしいですね。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、議案第13号「川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育推進部参事兼学務課長 議案第13号「川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

(尾辻) 議案書の11ページをお開き願います。

本案は、川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

議案書の12ページ、及び13ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容は、現行規程では、川西南中学校区に指定されている「栄根

2丁目6番」を川西中学校区に変更するもので、「川西市立学校校区審議会」からの答申に基づき、規則を改正しようとするものです。

なお、改正理由につきましては、「栄根2丁目6番」は、川西南中学校区の最北部にあり、JR宝塚線の北側に位置し、昭和55年頃は車庫敷地でありましたが、その後、住宅地化し、小学校区は同じにも関わらず、中学校区が異なる状況のまま現在に至ったものです。

また、これまで川西中学校への就学は、校区外就学希望制度によって対応されてきましたが、平成27年6月30日に自治会及び地区住民から暫定的な制度運用ではなく、恒久的な措置として校区変更の要望が出されたところです。

本件につきましては、平成28年8月25日付で「川西市立学校校区審議会」に諮問し、校区と地域の関係性、対象区域のコミュニティに関することや、通学上の安全性に関してご審議いただき、平成29年2月13日付で校区変更が妥当であると、答申を受けたものです。

なお、この規則は、平成29年4月1日から施行としております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

この議案が可決されたらということですが、当該地域の住民の方や対象保護者の方に、この改正についてはどのようなタイミングで、どのような形でお伝えする予定でしょうか。

教育推進部参
事兼学務課長
(尾辻)

直接のご案内は、自治会長から要望が出ておりますので、そちらの方にさせていただくことは考えております。それ以外の方法は、市のホームページであるとか、それから学務課窓口に置いてあります校区の案内表というのがありますが、そのあたりの修正にとどまるものと考えております。

磯部委員

ありがとうございます。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第13号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、可決さ

れました。

牛尾教育長 では次に、日程第8、諸報告であります。諸報告1「奨学金採用者の辞退について」事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部参事兼学務課長 それでは、諸報告1「奨学金採用者の辞退について」ご報告申し上げます。資料はございません。

(尾辻) 奨学生の決定につきましては、募集ごとに議決をいただいているところですが、既採用の奨学生のうち、高校区分の奨学生3名、大学区分の奨学生4名、合計7名について、退学をはじめ、川西市奨学資金条例第12条各号による届出があり、同条例第11条の定めに基づき奨学金の貸与を取り消すものでございます。

 なお、これにより、奨学金の利用者は平成29年3月23日現在、高校区分では国公立が27名、私立が35名、大学区分につきましては37名、合計で99名の利用でございます。

 報告は以上でございます。

牛尾教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。
 よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長 続きまして、諸報告2「図書館協議会委員の公募について」事務局から報告をお願いいたします。

中央図書館長(村山) それでは、諸報告2「図書館協議会委員の公募について」ご報告申し上げます。資料1をお開きください。

 川西市教育委員会では、「図書館法」に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関として「図書館協議会」を設置しております。

 同協議会は、学校教育及び社会教育関係者、並びに学識経験者、平成24年度からは「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えた委員構成となっております。平成27年7月の改選では、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条に基づき、市民の多様な意見を図書館運営に反映させるべく、同協議会委員の1名を公募により決定いたしました。現在の委員の任期が平成29年6月30日までであることから、前回と同様、

1名を公募いたします。

公募の対象は、「家庭教育の向上のために活動している人」で、図書館や読書活動推進に関心があり、応募日現在で他の審議会等の委員、国・地方自治体の職員ではない、平成29年4月1日現在、満20歳以上の川西市民といたします。「家庭教育の向上のために活動している人」とは、具体的には、子育て中の親同士の交流、子育てに関する情報発信や相談事業、ボランティアでの活動、子ども会やPTAでの活動等に関わっている人を想定しております。

委員決定までのスケジュールでございますが、5月1日から募集を開始し、同月22日に締切、5月末日までに選考委員会で審査を行い、6月の教育委員会に議題として提出、承認を得た後に決定といたします。

応募方法につきましては、所定の応募用紙とともに、「これからの図書館のあるべき姿」または「人間の成長と図書館」のいずれかをテーマとした作文を提出することにより、受付とします。

選考方法は、教育推進部長を委員長とし、まなび支援室長、図書館長以下により構成される「川西市図書館協議会選考委員会」により、資料「川西市図書館協議会委員公募実施要領」の「7 選考方法」の選考基準、「家庭教育向上のための活動を実践した経験があること」をはじめとする、全8項目について評価をいたします。

任期は、平成29年7月1日から平成31年6月30日までで、その間、図書館協議会において、「図書館事業の実施に関すること」などについて、ご意見をいただくこととなります。

一応、配布用の募集要項と応募用紙も資料として添付させていただきました。

報告は以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

募集要項のお知らせの紙についてお尋ねいたします。

7番の「選考・結果通知」のところに記載されている内容ですが、2行目に「結果は6月中に本人に通知します。」とありますが、2ページ前の資料を見ますと、「議決を経て応募者へ通知」ということですので、これは応募された方全員に通知するのか、それとも選任された方にのみ通知するのか、どちらでしょうか。

中央図書館長

結果につきましては、応募していただいた方全員、選ばれた方、選ばれ

(村山) なかった方全員に対してその旨を通知する予定でございます。

磯部委員 では、そのあたり、分かりやすいように記載なさる方がいいかなと思いましたが。よろしく願いいたします。

牛尾教育長 よろしいですか。

中央図書館長
(村山) ご指摘のとおり、分かりやすいように、応募してくださった方には全員にお伝えしますということで、一行入れさせていただきたいと思います。

磯部委員 よろしく願いします。
引き続き、応募要項の記載内容についての意見です。細かな話で申しわけございませんが、2番の「委員構成」の2行目ですが、「うち、1名を公募しようとするものです。」というような、少しこだけ話し言葉調になっていると思います。ほかの文章のトーンからすると、「1名を公募いたします。」というふうに表記した方がバランスがいいかと思えます。
もう1点ですが、5番の「応募方法及び応募先」ということですが、「持参又は郵送(メール可)」となっていますが、ここも「メールでの応募可」という2枚ほど前のページに書かれている表現の方が分かりやすいと思います。
以上です。

中央図書館長
(村山) 表現をそのように、統一するようにいたします。
ありがとうございます。

牛尾教育長 ありがとうございます。
ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは諸報告2については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、4月20日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第6回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。
お疲れ様でした。

[閉会 午後 2 時 5 8 分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成 2 9 年 4 月 2 0 日

署名委員 加 藤 隆一郎 ⑩

鈴 木 温 美 ⑩